

特定個人情報等の取扱いに関する覚書

医療法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇（以下「甲」という）と 〇〇〇〇事務所 代表〇〇〇〇（以下「乙」という）が、平成〇〇年〇月〇日付に締結した〇〇〇契約書（以下「原契約」という）における特定個人情報等の取扱いに関して、次の通り覚書（以下「本覚書」という）を締結する。

第1条（特定個人情報等の定義）

本覚書における特定個人情報等とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定める個人番号及び特定個人情報をいう。

第2条（特定個人情報等の取扱い）

- 乙は、甲に係る従業員の特定個人情報等を以下の目的においてのみ利用することができる。
 - 健康保険・厚生年金保険関係届出事務
 - 雇用保険関係届出事務
 - 労働者災害補償保険法関係届出事務
 - 国民年金第三号被保険者関係届出事務
 - 給与所得・退職所得に係る源泉徴収票作成事務
- 乙は、甲から提供された特定個人情報等を適切に取扱わなければならない。

第3条（再委託）

乙は、甲の書面による許諾を得た場合に限り、業務の一部を再委託することができる。

第4条（持出しの禁止）

乙は、甲に係る従業員の特定個人情報等を第2条第1項に定める目的以外によって乙の施設外に持出すことはできない。

第5条（加工及び改変の禁止）

乙は、甲に係る従業員の特定個人情報等を加工または改変をしてはならない。

第6条（従事者教育）

乙は、乙の従事者に対して特定個人情報等の取扱いについての教育を1年に1回以上は実施しなければならない。

第7条（秘密保持）

乙は、甲に係る従業員の特定個人情報等について、第三者に無断で知らしめることをしてはならない。

第8条（乙における安全管理措置）

乙は、甲の特定個人情報等を取扱うにあたって、以下の安全管理措置を講じなければならない。

（1）組織的安全管理措置

不定期による情報漏えい事故対策訓練を実施する。

（2）人的安全管理措置

特定個人情報等についての秘密保持については、就業規則においても明確化し、そのルールを周知する。

（3）物理的安全管理措置

特定個人情報等を取扱うパソコンは、セキュリティワイヤーにより固定し、盗難防止対策を講じる。

（4）技術的安全管理措置

情報システムと外部ネットワークとの接続箇所にファイアウォールを設置し、不正アクセスを遮断する。

第9条（基本方針）

乙は、甲の特定個人情報等を取扱うにあたって、その取扱いについての基本方針を掲げなければならない。

第10条（原契約終了後の情報の返還・消去）

1. 原契約が終了したとき、又は甲からの要求を受けたとき、乙は本業務に関連して甲から提供された書類、図面、各種情報などの一切の情報及びその複写・複製等の全てを速やかに甲へ返還するものとする。
2. 乙は原契約終了にあたって、パソコンその他ネットワーク上における情報は速やかに消去しなければならない。

第11条（定期監査）

1. 甲は、乙の許可を得た上、乙に対して定期的に情報管理の方法や体制等について監査を行うものとする。
2. 前項における監査において、甲は乙に対して情報が漏えいすることがないような対策を講じるよう指図することができる。乙は、その改善に向けて迅速に対応しなければならない。

らない。

3. 定期監査は、甲が指定したチェックリストの提出によって代行することができる。

第12条（損害賠償）

1. 甲は乙が本覚書に違反をした場合には、損害賠償を請求することができる。

2. 乙の責任により損害が発生した場合には、原契約第3条に定める委託料の限度（〇ヵ月分）で損害賠償を行う。

第13条（協議事項）

本覚書に定めのない事項及び本覚書の解釈について疑義を生じた場合は、甲乙間で協議の上解決するものとする。

本覚書の成立を証するため、甲乙記名押印のうえ1通を作成し、甲が原本を保管し、乙は写しを保管する。

年 月 日

甲

印

乙

印

※赤字の部分を自社に合わせて適宜変更してください